

介護・福祉人材確保緊急支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">介護・福祉人材確保緊急支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(補助金対象事業)</p> <p>第2条 この補助金は、令和5年4月1日付け滋医福第1265号滋賀県健康医療福祉部長通知の「介護・福祉人材確保緊急支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、介護・福祉サービスの増進に寄与する取組を行う団体等のうち別紙1に掲げる資格要件を満たしている者が実施する事業に要する経費を交付の対象とする。</p> <p>第3条～11条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">介護・福祉人材確保緊急支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(補助金対象事業)</p> <p>第2条 この補助金は、<u>令和6年4月1日</u>付け<u>滋医福第1397号</u>滋賀県健康医療福祉部長通知の「介護・福祉人材確保緊急支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、介護・福祉サービスの増進に寄与する取組を行う団体等のうち別紙1に掲げる資格要件を満たしている者が実施する事業に要する経費を交付の対象とする。</p> <p>第3条～11条 (略)</p> <p><u>付 則</u> <u>この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。</u></p>

別表

1 事業名	2 助成基準額	3 助成対象経費	4 補助率
市町介護・福祉人材確保定着支援事業	900 千円 ただし、実施要綱3(1)(イ)(c)の事業を含まない場合または負担金のみの場合、500 千円	実施要綱3(1)の事業の実施に要する報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、負担金	10/10
介護福祉士養成機能強化等事業	(略)	(略)	(略)

別表

1 事業名	2 助成基準額	3 助成対象経費	4 補助率
市町介護・福祉人材確保定着支援事業	<p><u>(1) 実施要綱3(1)(イ)(c)の事業を含まない場合または負担金のみの場合、500 千円。</u></p> <p><u>(2) 実施要綱3(1)(イ)(c)の事業を実施する場合は、900 千円。(以下(3)に該当しない場合)</u></p> <p><u>(3) 実施要綱3(1)(イ)(c)の事業を2回以上実施する場合は、1,300 千円(ただし、2回以上のうち、少なくとも2回は入門講座までを実施していること)。</u></p>	実施要綱3(1)の事業の実施に要する報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、負担金	10/10

	介護福祉士養成機能強化等事業	(略)	(略)	(略)
--	----------------	-----	-----	-----